

諫早市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、隨時監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年12月2日

諫早市監査委員 谷 口 啓子
諫早市監査委員 森 口 恭子
諫早市監査委員 北 坂 秋男

令和2年度普通財産実地監査（随時監査）結果報告

1 監査の対象

普通財産（土地）

No	所在地	地積 (m ²)	地目
1	白木峰町37-1	3,860.00	雑種地
2	高来町坂元920	244.00	雑種地

2 監査の実施日 令和2年11月18日（水）

3 監査の方法

諫早市普通財産実地監査実施要項に基づき、普通財産の中から抽出し、それらに関する地番図等関係書類の提出を求め、普通財産の適正な管理及び効率的な運用が行われているか実地監査を行った。

また、必要に応じて関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の着眼点

- ① 財産は財産台帳と合致しているか
- ② 遊休地は適切に管理されているか
- ③ 遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか
- ④ 不法占拠されているものはないか
- ⑤ 財産は効率的に運用されているか
- ⑥ 貸付の有償無償の判断は適切か
- ⑦ 違法又は不当に財産の管理を怠っている事実はないか
- ⑧ その他、必要に応じて監査委員が認める項目

5 監査の結果

監査を実施した結果、普通財産は適正に管理され、効率的に運用されており、特に指摘事項等とすべきものは見受けられなかった。